

平成 19 年 10 月 11 日

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫 殿

高校野球特待生問題有識者会議

座 長 堀 田 力

貴殿の諮問に対し、下記のとおり答申する。

記

第 1. 野球特待生（以下「特待生」という。）に関する結論

1 日本高等学校野球連盟（以下「高野連」という。）は、各学校が、次のような条件の下で、野球の能力が特に優秀である生徒を特待生として取り扱う制度を容認することが相当である。

2 条件は、次のとおりである。

(1) 次の事項を各学校においてあらかじめ定め、募集要項などによってこれを一般に公開すること

ア 野球の能力が特に優秀である生徒に対し、入学金、授業料その他これに類する負担金を免除する特待生制度を設けていること

(注) 遠征費、用具費その他部活動に必要な費用、及び寮費その他の生活費の援助を、特待生に限って行うことは、認められない。使途を特定しない金員の交付は、もちろんである。

イ 特待生として採用する人数

ウ 特待生として採用する基準

(ア) 学業が同学年の一般生徒と同じ水準にあること

(イ) 品行方正であること

エ 特待生として採用する手続

(ア) 中学校の校長の推薦書があること

(イ) 採用を決定する内部手順を履行すること

(2) 上記(1)の人数を定めるに当たっては、各学年 5 名以下とすることが望まれる。各学校は高野連に対して、平成 21 年度から 3 年間は、特待生として採用した人数とその人数とした理由及び特待生採用によって生じた効果と発生した問題点を報告するよう取り扱うこと。

(注) この報告などを資料として、高野連は、特待生の登録人数の定め方などを見直すこととする。

(3) 怪我等により野球の能力について特待生の条件を満たさなくなった場合における、学校生活継続のための措置を講じることが望ましい。

(4) 国外からの特待生に対し、日本語の学習など教育上の配慮をすることが望ましい。

第2. 理由

1 野球の部活動は、他のスポーツ部活動と同じく、教育的見地から認められる。現に、野球の部活動に精進し、優秀な成果をおさめる生徒は、その卓越した自己努力や他の部員との協調性などの面において、その人間性を成長させている。

その成果は、学校を同じくする他の生徒にも感銘を与え、生徒たちの自覚と成長意欲を引き出す効果もあげている。

2 そのような教育的効果にかんがみれば、野球の部活動を通じて豊かな人間性を養い、優れた成果をあげると見込まれる生徒に対し、合理的な範囲で特別な待遇を行うことにより、その自覚や意欲をさらに高め、努力の継続による人間性の向上を図ることは、教育基本法及び学校教育法に定める目的にかなうものとする。このような待遇を認めることは、生徒の能力の多様性に応じた高校教育を行う観点からも、適切であるとする。

3 ただし、特待生制度運用の現状をみると、一部の学校においては、勝利至上主義に陥り、教育の一環としての部活動の趣旨に反する指導が行われている。

もとより、教育のために行われる部活動が、これに専念して学業をおろそかにしたり、慢心して品行の保持を怠ったり、自己の技術の向上のみにとらわれて、他と協調し、部全体の進歩に資する意思を失うなどの弊害を招くことがあってはならない。

特待生制度は、特待生が、野球技術だけでなく、知・徳・体の調和のとれた人間として模範とされるような人格を形成し、高校教育を受けた社会人として、野球を離れてもよい社会人として活躍していけるような制度にしなければならない。

そのためには、特待生を認めるにあたり、その目的にかなう適切な条件を付することが必要である。

4 特待生制度を教育目的にかなうものとする責任は、第一次的には各学校にあり、各学校の自主性は十分に尊重しなければならない。しかしながら、すべてを各学校の判断に委ねるときは、過度に学校の名声を追い、あるいは競争が過熱するなどして、教育目的にそわない運用が行われるおそれがある。

現に一部の学校においてそのような運用が行われ、大量の特待生を採用して勝利至上主義に走ったり、学業や品行を無視した採用を行って本人の人間性育成の面においても他の生徒との関係においても望ましくない影響が生じているとの指摘もなされているところである。

5 よって、高校野球について責任を有する高野連としては、特待生をまず公認したうえで、それが本来の教育目的にかなうように運用されるための一般的基準を設けることが適切であるとする。

あわせて、特待生制度を公認するにあたっては、高校野球の試合については、公平性が合理的な範囲で保たれるための一般的基準を設けることも必要であるとする。

6 当会議は、このような視点を総合して、もっとも適切と思われる基準を提示することとした。それが、上記第1.に記載した結論である。

第3. その他の事項

- 1 特待生の推薦、勧誘その他特待生の採用に関し、正規の手数料などの負担金を除く一切の金品を授受することを禁止する措置を講じられたい。
- 2 特待生の推薦、勧誘等に関するその他の問題についても、教育的視点から検討し、あるべき手順を確立することが望まれる。
- 3 特待生のあり方は、他のスポーツ特待生のあり方と同じであることが望まれるので、全国高等学校体育連盟などとの検討を継続して共通のルールを定めるよう真摯に努力されたい。
- 4 日本学生野球憲章全般の見直し作業が必要と考える。
- 5 高野連のあり方については、会員との意思疎通が不十分な点が見受けられたので、この点を含め、検討されたい。

添付資料目録

- 1 平成 19 年 10 月 11 日付「有識者会議見解」
- 2 平成 19 年 10 月 4 日付「特待生問題有識者会議小委員会検討結果の報告」及び、
別紙「13 条適用外奨学生についての判断基準と推定条件」
(注)有識者会議は、別紙による修正を加えて、小委員会報告を容認した。
- 3 特待生アンケート結果(加盟校)
- 4 特待生アンケート結果(一般公募)

高校野球特待生問題有識者会議 委員

(50音順 敬称略)

浅井 慎平	写真家
伊藤 進	日本教育法学会 会長
宇津木 妙子	ルネサス高崎女子ソフトボール部総監督
奥島 孝康	早稲田大学大学院 教授
河上 一雄	元全国高等学校体育連盟 会長
北村 聡	京都外大西高等学校 校長
草野 一紀	全日本中学校長会 会長
栗山 英樹	スポーツキャスター
後藤 寿彦	元慶應義塾大学野球部 監督
島宮 道男	全国高等学校長協会 会長
ヨーコ・ゼッターランド	スポーツキャスター
田村 哲夫	日本私立中学高等学校連合会 会長
辻村 哲夫	独立行政法人国立美術館 理事長
堀田 力	さわやか福祉財団 理事長
望月 浩一郎	日本スポーツ法学会 副会長

(以上 15 名)